

2015/10/20

第4次消費者委員会への要望

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事・事務局長 外山 孝司

1 団体の概況

名 称	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 (略称 Cnet 東海)
住 所	名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 8 階
認定年月日	2010 年 4 月 14 日 (旧称 あいち消費者被害防止ネットワーク)
会員数 (2014 年 12 月 31 日現在)	
正会員	団体 8 (±0)、 個人 121 (+11)
賛助会員	団体 9 (+2)
運 営	
理事会	月 1 回開催 弁護士 3 名、司法書士 1 名、消費生活相談員 2 名、学識経験者 1 名 消費者団体 2 名、一般消費者 2 名 / 計 11 名 * 2015 年度から一般消費者 1 名増の 12 名となった。
検討委員会	月 1 回開催 弁護士 13 名、消費生活相談員 5 名、学識経験者 2 名 / 計 20 名
事務局体制	2 名、 その他個別的役割を分担している事務局 4 名
事務所稼働日	月～金 10 時～16 時 (祝祭日及び年末年始は除く)

2 資金の概況

正味財産	199 万円
収 入	225 万円
会費	143 万円
	正会費 112 万円、賛助会費 31 万円
寄付	30 万円
助成金	17 万円 … 「消費者支援基金」解散に伴う清算金の配分 * 「消費者支援基金」が資金枯渇により解散することになった際に当団体に配分された清算金
事業収入	24 万円
	若者啓発 DVD 監修収入 6 万円、原稿料 2 万円、セミナー受講料収入 etc.
その他収入	18 万円
支 出	218 万円
差止請求関係業務	10 万円
	理事会・検討委員会交通費 (土業の方には支払っていない)、申入書等の郵送料 etc.
啓発教育事業	8 万円
	セミナー会場費、案内状郵送料 etc.
調査研究費	11 万円
	適格消費者団体連絡協議会 (年 2 回) の参加交通費・宿泊代 etc.
管理費	190 万円
	事務所家賃 120 万円、電話等の通信費 20 万円、コピー機リース代等 18 万円 事務費 12 万円 etc.

3 差止請求活動の概況

別紙)「差止請求活動の概要」を参照ください。

4 第4次消費者委員会への要望事項

(1) 適格消費者団体、特定適格消費者団体の財政基盤の確立に向けた支援策の具体化の要望

団体訴権の法的権限を与えられている海外の消費者団体は政府から相当程度の財政支援を受けているのに対して、日本の場合ほぼゼロです。

日本の適格消費者団体についてみれば、一部の団体を除けば、会員数も少なく、その裏返しとして主な収入源である会費収入も少ないというのが実情です。

行政から消費生活相談員の研修、消費者向けの啓発セミナー、事業者向けの消費者志向経営セミナーなどの委託事業を受託している適格消費者団体もありますが、委託事業収入として入った分はほぼそのまま事業経費として出ていく関係になっており、適格消費者団体の本業である差止請求業務の費用に充当できるということにはなっていません。

また、適格消費者団体が差止請求訴訟を提訴する際の着手金及び弁護士報酬に対する助成金・・・訴訟費用の80%、1件あたり上限80万円(これに消費税分をプラス)の助成。控訴審は別の訴訟という取扱い。・・・の支援を唯一してくれていた「消費者支援基金」が基金の枯渇により昨年解散したことにより、現在まったく支援の手がなくなっています。

こういう厳しい財政の中で、適格消費者団体が消費者団体訴訟制度を担えているのは、関係している弁護士、司法書士、消費生活相談員、学者のみなさん(特に弁護士のみなさんが大変)の無償ボランティアによっているからです。しかし、いつまでもこれに頼っていて良いのか、更には今のままの力技でいつまで活動が継続できるのかという切実な問題を抱えています。

平成27年3月24日閣議決定された消費者基本計画第4章5(1)には「消費者被害の未然防止・拡大防止の役割を担っている適格消費者団体及び消費者被害の回復の役割を担っている特定適格消費者団体については、差止請求関係業務及び被害回復関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について見直しを行い、必要な施策を実施」とあります。

第4次消費者委員会では、差止請求関係業務及び被害回復関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について検討と必要な施策の実施について要望します。

この場合、必要不可欠かつ最低限の財政支援としては、

- ・適格消費者団体が差止請求訴訟の際、及び特定適格消費者団体が被害回復訴訟の第一段階の事業者の共通義務確認訴訟の際の着手金及び弁護士報酬に対する助成金
- ・特定適格消費者団体が被害回復訴訟の第二段階の簡易手続を進める際の消費者への通知公告費用、及び被告事業者の財産保全手続(仮差押え)の際の担保(相当多数の対象消費者を有する対象債権はその総額が高額になる可能性があり、担保の額も高額になる可能性がある)の無利子での貸付

考えられる方策としては、

- ・消費者支援基金の設立(基金が枯渇しないよう、毎年基金の積み増しを行う在り方とする)

(2) 景品表示法に関わって差止請求を行う際、広告内容の客観的真實性の有無の立証責任が適格消費者団体にあるため、申入れ及び差止請求訴訟を断念せざるを得ないケースがあることについての要望

具体事例(当団体「差止請求活動の概要」としては、

- ・8「催眠セラピー事業者」(申入れ後18ヶ月で不調)
- ・15「結婚式・披露宴事業者」(申入れ後46ヶ月経つが是正の見通しナシ)

方策としては、

- ・差止請求の手続き上の権限として、消費者庁、県知事と同じように適格消費者団体が事業者に対して証拠提出を求めることができるようにする。または、消費者庁、県知事に証拠提出についての協力要請ができるようにする。
- ・表示事項の合理的根拠資料を事業者が提出しない場合は優良誤認表示、有利誤認表示とみなす(推定する)立証責任軽減規定の新設等の検討

また、上記は食品表示法に関わる差止請求を行う際にも当てはまります。

(3) 消費者契約法、及び特定商取引法の改正について

2015年9月25日付けで当団体から「消費者契約法専門調査会中間取りまとめに対する意見書」、「特商法専門調査会中間整理に対する意見書」を提出しました。

(4) 「機能性食品表示」について

2015年5月13日付けで日本弁護士会が提出した意見書の見解と同意見です。

- ・機能性表示食品制度の安全性に関し、事業者に安全性及び品質確保の体制並びに危害情報公表の体制の整備を義務付けるべきです。
- ・生鮮食品については機能性表示食品の対象から外すべきです。
- ・機能性表示食品制度について届出制としていることに関し、安全性及び機能性に関する国の監督機能を確保するため、登録制度とし、安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、国による登録の取り消しが可能な制度とすべきです。
- ・機能性表示食品制度は、食品表示法の規定に基づく食品表示基準の中に位置づけるのではなく、法律に直接の根拠を置くものとし、上記3項の内容を法文に明記すべきです。

差止請求活動の概要

団体名：特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
 設立以降の差止請求事案(2015年10月20日時点)

番号	事業者名	事業内容	申入れ日付	事業者への申入れ		終了日付	申入れの結果
				消費者契約法	特定商取引法 (2009年4月1日～) (2009年12月1日～)		
1		住宅リフォーム会社	2006/6/14	○			不調(対応されず)
2		有料老人ホーム	2008/8/21	○			不調(対応されず)
3		生活支援・身元保証事業者	2008/12/27	○		2009/10/2	改善
4	中央心理研究所	催眠セラピー事業者	2009/7/30	○	○	2011/1/18	不調(医学的根拠を立証できず)
5	名古屋生花小売商業協同組合	生花小売協同組合	2009/12/18	○		2010/7/12	不調(差止請求の対象外の事案)
6	Amazon.com Int'l Sales, Inc.	インターネット通信販売会社	2009/12/18	○		2013/2/15	改善
7	株式会社Plan・Do・See・Tokai	結婚披露宴企画会社	2010/1/12	○		2010/3/17	中止(他の団体が差止訴訟を提起)
8	株式会社ミニテック	不動産会社	2010/1/12	○		2013/8/26	改善
9		結婚式場	2010/7/13	○		2010/7/26	改善
10	株式会社ノス	葬祭事業者	2010/7/13	○			不調(事業をやめた)
11	司法書士法人杉山事務所	司法書士法人	2010/8/24	○		2011/7/29	改善
12	コメット歯科クリニック	歯科医院	2010/8/24	○			交渉中(一部改善)
13		結婚相談事業者	2010/9/16	○			不調(事業をやめた)
14	弁護士法人ITJ法律事務所	弁護士法人	2010/11/29	○	○	2011/7/22	改善
15	メイジョン	結婚式・披露宴事業者	2011/4/25	○	○		交渉中
16	名古屋医専(学校法人モード学園)	学校法人	2011/5/19	○		2011/10/4	和解
17	グレートインフォメーション	電子マネー事業者	2011/5/19	○		2011/7/27	改善
18	森金酒店	LPガス事業者	2011/8/19	○		2012/7/25	中止(集団訴訟が提起された)
19	キョウズ(ピートメント)	トランクルーム貸事業者	2011/10/19	○		2012/6/19	改善
20	全日本空輸(ANA)	航空会社	2012/10/19	○		2012/10/27	中止(交渉の取り下げ)
21	日本航空(JAL)	航空会社	2012/10/19	○		2011/11/2	中止(交渉の取り下げ)
22	メモリア	冠婚葬祭互助会類似事業者	2012/4/24	○		2014/8/26	改善
23	大東建物管理	不動産賃貸事業者	2012/7/25	○		2014/4/7	改善
24	犬の家	ペット販売事業者	2012/8/22	○		2013/1/23	改善
25	すかいらく	ファミリーレストラン事業者	2012/10/23	○	○	2013/5/20	改善
26	ドリームゾーン	タレントプロダクション事業者	2012/10/29	○			不調(事業者との連絡が取れず)
27	フライドトゥー・ビー	結婚式・披露宴事業者	2013/3/19	○			交渉中
28	アップル	パソコン関係事業者	2013/5/22	○			交渉中
29	キレナピ	医療機関広告サイト運営事業	2013/6/18	○	○	2014/8/19	改善
30	シッククリエイション	スポーツクラブ事業者	2013/6/18	○			交渉中
31	メデイカルクリニックメサイア	美容・エステ事業者	2013/12/17	○	○		不調(事業者との連絡が取れず)
32	ザ・グラントティアラ大垣	結婚式・披露宴事業者	2014/1/27	○		2014/4/23	改善
33	ホノルルマラソン協会	ホノルルマラソン協会	2014/7/23	○		2015/5/21	改善
34	ミサワホーム	建築事業者	2014/7/23	○		2015/5/21	改善
35	旭化成ホームズ	建築事業者	2014/7/23	○			交渉中
36	ザ・グロウ・オリエンタル名古屋	結婚式場事業者	2014/8/19	○		2015/1/21	改善
37	住まい工房	建築事業者	2014/8/19	○			交渉中
38	学校法人モード学園	学校法人	2014/8/19	○			交渉中
39	株式会社アチーゴ	投資顧問会社	2014/11/18	○			交渉中
40	株式会社ニューサイエンスアカデミー	学校法人	2014/11/18	○		2015/1/21	改善
41	株式会社NTTドコモ	通信会社	2015/2/12	○	○		交渉中
42	株式会社フローラ	冠婚葬祭互助会	2015/7/22	○			交渉中
43	Office nana	国際結婚斡旋事業者	2015/7/22	○		2015/8/24	改善
44	株式会社メデアハーブ	通販会社	2015/7/22	○	○		交渉中
計				41	8		
本線以下が適格消費者団体認定後の事案(認定は2010年4月14日)					0		